

証券コード 2406
2018年3月12日

株 主 各 位

(本店所在地)
横 浜 市 中 区 翁 町 一 丁 目 4 番 1 号
(本社事務所)
横 浜 市 中 区 万 代 町 一 丁 目 2 番 1 2 号
株式会社アルテ サロン ホールディングス
代表取締役社長 目 黒 泉

第30回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第30回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2018年3月26日（月曜日）午後5時45分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

- 記
- | | |
|-----------------|--|
| 1. 日 時 | 2018年3月27日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時20分） |
| 2. 場 所 | 横浜市中区山下町6-1
ホテルモントレ横浜（旧ザ ホテルヨコハマ） 3階ビクトリア |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1.第30期（2017年1月1日から2017年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2.第30期（2017年1月1日から2017年12月31日まで）計算書類報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役9名選任の件 |
- 以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎当社は、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、提供すべき書面のうち次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.arte-hd.com>）に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知の提供書面には記載しておりません。

・連結計算書類の連結注記表、計算書類の個別注記表

なお、これらの事項は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類に含まれております。

◎第30回定時株主総会招集ご通知より、日付の表示を和暦から西暦へ変更しております。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.arte-hd.com>）に掲載させていただきます。

◎株主総会終了後の株主懇親会は予定しておりません。ご了承くださいますようお願い申し上げます。

(提供書面)

事業報告

(2017年 1 月 1 日から
2017年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2017年1月1日～2017年12月31日）におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあり、緩やかな回復基調で推移しました。一方で、世界経済は全体として緩やかに回復しているものの、中国を始めとするアジア新興国等の先行きや政策に関する不確実性による影響、金融資本市場の変動の影響等に留意が必要な状況にあります。

国内の美容業界におきましては、人口減少と少子高齢化の進展、新卒美容師の減少、小規模サロンの後継者不足など、厳しい状況にありますが、一方で、男性の美容室利用率の増加や、低料金サロンの定着、SNS等の普及に伴う集客方法の多様化、美容意識の向上に伴う専門ニーズの高まりなどの動きが見られます。また、選別消費の進展により、デザイン系サロンとメンテナンス系サロンの業態分化など、様々な動きが出てきており、美容室チェーン間の競争は特に激しさを増してきております。

このような状況のなか、当社グループは、高品質なサービスをリーズナブルな料金で提供するアッシュ、ニューヨーク・ニューヨークなどのデザイン系サロンを中核に複数のブランドを展開しております。特に、最近時は定期的な身だしなみ（メンテナンス）を来店動機とする需要層の拡大を背景に、エコノミーな料金で施術サービスを行うチョキペタブランドの出店を加速しております。当社グループは、これらのブランドごとに経営理念である「地域のお客様に美と健康と若々しさを提供し、当社グループに関わるすべての人と共に幸福社会を築いていける会社づくりを目指す」を旗印に、グループの結束力を強化し、経営の効率化や地域一番店を目指すための諸施策を実施しております。

デザイン系サロンの来店施策として、ホームページのリニューアルによるコンテンツの拡充、24時間予約が可能なWeb予約システムの活用強化や美容コラム、メールマガジンを活用することで、魅力あるコンテンツの発信を行い、新規顧客の獲得や再来店顧客の増加を図っております。

単価施策として、縮毛矯正やワンランクアップのつや感を演出するプレミアムカラーの強化、美容室の雰囲気や対応力を重視する大人客を囲い込むための接客力強化を順次進めております。

また、株式会社スタイルデザイナー「以下、SD」が直営で運営するチョコペタは、投資効率の高い商業施設を中心に开店し、カットとカラーのシンプルなサービスを基本に、サロン内の作業を自動受付やオートシャンプー等のロボット化により省力化し、パートタイマー美容師を積極的に活用しております。

その結果、当連結会計年度における当社主要子会社の入客数は、株式会社アッシュ「以下、Ash」が前期比103.2%、株式会社ニューヨーク・ニューヨーク「以下、NYNY」が同101.8%、SDの外部加盟型フランチャイズが同95.2%、チョコペタ（直営）が同161.3%となっております。一方、当社主要子会社の客単価は同98.0%となりましたが、これは、平均客単価2,100円のチョコペタの売上高増加が主な要因となります。以上により、当社グループチェーンの全店売上高合計は、17,488百万円（同102.4%）となりました。

当連結会計年度における当社グループの連結子会社店舗数は、288店舗（Ash 122店舗、NYNY 32店舗、SD 124店舗、株式会社ダイヤモンドアイズ10店舗）となります。なお、SDの展開する首都圏のチョコペタ店舗数は、27店舗（前期比8店舗増加）NYNYの展開する関西圏のチョコペタ店舗数は、6店舗（同1店舗増加）となっております。また、グループにおけるFC店舗数は、216店舗（Ash 102店舗、NYNY 17店舗、SD 97店舗）となりました。

以上の結果、当連結会計年度における連結売上高は7,567百万円（前期比103.3%）、営業利益は522百万円（同141.5%）、経常利益は511百万円（同119.6%）となりました。

また、減損損失等を特別損失として計上したことにより、親会社株主に帰属する当期純利益は249百万円（同117.7%）となりました。

なお、当社グループの連結子会社店舗288店舗のほか、株式会社シーエフジェイの国内店舗数5店舗、海外店舗数2店舗（シンガポール共和国・中華人民共和国各1店舗）となっております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は839百万円で、その主なものは次のとおりであります。なお、設備投資の金額は、敷金及び保証金の差入による支出81百万円を含んでおります。

イ	A s h 青葉台店移転に伴う内装工事、備品取得等	41百万円
ロ	C O I F F I R S T 銀座店開業に伴う内装工事、備品取得等	41百万円
ハ	N Y N Y 三宮店改装に伴う内装工事、備品取得等	36百万円
ニ	A s h 弥生台店開業に伴う内装工事、備品取得等	34百万円
ホ	A s h 戸田公園店開業に伴う内装工事、備品取得等	28百万円

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において、当社グループの設備資金として、金融機関より700百万円調達いたしました。なお、当連結会計年度末の借入金残高は2,678百万円となっております。

(2) 財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 27 期 (2014年12月期)	第 28 期 (2015年12月期)	第 29 期 (2016年12月期)	第 30 期 (当連結会計年度) (2017年12月期)
売上高(百万円)	6,715	7,112	7,324	7,567
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	71	48	211	249
1株当たり当期純利益 (円)	14.15	9.67	42.19	49.81
総 資 産(百万円)	6,935	7,246	7,393	8,025
純 資 産(百万円)	2,250	2,233	2,380	2,580
1株当たり純資産額 (円)	447.81	444.39	475.63	515.48

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 当社は、2018年1月25日開催の取締役会において、2018年3月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行うことを決議しておりますが、第30期(2017年度)の期首に当該株式分割が行われたものと仮定した場合、第30期(2017年度)の1株当たり当期純利益は24.91円、1株当たり純資産額は257.74円となります。
3. 当連結会計年度より減価償却方法を定率法から定額法へ変更する会計方針の変更を行っており、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益がそれぞれ58,864千円増加しております。
4. 当連結会計年度より資産除去債務に係る会計上の見積りの変更を行っており、当連結会計年度の総資産が465,830千円増加し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益がそれぞれ25,765千円減少しております。
5. チェーン売上高及び期末国内店舗数の状況は以下のとおりであります。

区 分	第 27 期 (2014年12月期)	第 28 期 (2015年12月期)	第 29 期 (2016年12月期)	第 30 期 (当連結会計年度) (2017年12月期)
チェーン売上高(百万円)	16,866	17,039	17,085	17,488
期末国内店舗数(店)	265	277	278	288

②当社の財産及び損益の状況

区 分	第 27 期 (2014年12月期)	第 28 期 (2015年12月期)	第 29 期 (2016年12月期)	第 30 期 (当事業年度) (2017年12月期)
売 上 高(百万円)	2,450	2,340	2,319	2,270
当 期 純 利 益(百万円)	48	20	107	73
1 株当たり当期純利益 (円)	9.60	4.05	21.48	14.62
総 資 産(百万円)	4,180	4,382	4,555	4,976
純 資 産(百万円)	1,729	1,700	1,743	1,766
1 株当たり純資産額 (円)	344.27	338.31	348.37	352.99

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 当社は、2018年1月25日開催の取締役会において、2018年3月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行うことを決議しておりますが、第30期（2017年度）の期首に当該株式分割が行われたものと仮定した場合、第30期（2017年度）の1株当たり当期純利益は7.31円、1株当たり純資産額は176.49円となります。
3. 当事業年度より減価償却方法を定率法から定額法へ変更する会計方針の変更を行っており、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ20,736千円増加しております。
4. 当事業年度より資産除去債務に係る会計上の見積りの変更を行っており、当事業年度の総資産が308,990千円増加し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ17,882千円減少しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はございません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社アッシュ	98百万円	100.0%	美容室経営及び美容フランチャイズチェーン運営
株式会社ニューヨーク・ニューヨーク	72百万円	100.0%	美容室経営及び美容フランチャイズチェーン運営
株式会社スタイルデザイナー	98百万円	100.0%	美容室経営及び美容フランチャイズチェーン運営

- ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はございません。

(4) 対処すべき課題

中長期的な経営戦略として当社グループでは、暖簾分け制度への取組みを起点に国際的視野で「100年ブランドの創出」を目指しております。

当社は、今年11月に設立30周年を迎えますが、創業時からのモットーである「若々しさ、美しさ、健やかさをより便利に、快適に提供する」を実践し続けるとともに、最近の美容業界の様々な変化を積極的に取り込み、今後とも継続的に業容拡大を図り、企業価値を高めてまいります。

当社グループの中核事業である暖簾分け型フランチャイズ方式によるデザイン系サロンでは、高品質なサービスを提供し続けるための技術教育や、美容室の雰囲気や対応力を重視する大人客を囲い込むための接客力向上、またホームページやメールマガジンを活用した情報発信力の強化が「地域の一番店」であり続けるために大変重要であると認識しております。

また、カット・カラーの専門店であるチョキペタは、昨今、急速に需要が伸びている低料金のメンテナンス系サロン事業の柱として、更に出店を強化してまいります。当社グループは、このほかに株式会社スタイルデザイナーが運営する外部募集加盟型フランチャイズ方式のサロンや株式会社ダイヤモンドアイズが運営するアイラッシュの直営サロンなどがあります。また、海外ではアジア圏における「A s hブランド」の展開を目的としたブランド許諾ビジネスを開始しております。

これらの事業の展開には、優秀な人材の積極的な採用や、体系的で中長期的な人材育成が不可欠であります。当社グループが複数の事業の柱を持つことは、強固な事業基盤づくりに繋がるとともに、技術者人材に対しては多様な選択肢のあるキャリアプランを提供できるものと考えております。

当社グループ会社におきましては、引き続き、提供サービスの中核が「美容師」であるとの認識のもとで、業態ごとにサロンの魅力を最大限体感していただけるよう一層の顧客満足に努めてまいります。

持株会社である当社は、的確なグループ会社の統制、最適な人的資源の配置、効率の高い店舗投資、経営基盤の強化に取り組んでまいります。

- (5) **主要な事業内容**（2017年12月31日現在）
美容業及びフランチャイズ方式による美容室のチェーン展開

- (6) **主要な事業所及び直営店舗**（2017年12月31日現在）

当社	本社：横浜市中区
株式会社アッシュ	本社：横浜市中区 店舗：東京都12店 神奈川県 7店 埼玉県 1店
株式会社ニューヨーク・ニューヨーク	本社：京都市伏見区 店舗：大阪府 7店 京都府 5店 兵庫県 3店
株式会社スタイルデザイナー	本社：横浜市中区 店舗：東京都14店 神奈川県 8店 埼玉県 5店
株式会社ダイヤモンドアイズ	本社：横浜市中区 店舗：東京都 5店 神奈川県 3店 千葉県 1店 埼玉県 1店

- (7) **使用人の状況**（2017年12月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
475 (235)名	18名減(27名増)

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 使用人数が前連結会計年度末に比較して18名減少したのは、直営店よりF C店への契約変更に伴う従業員の転籍等によるものであります。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
36 (4)名	3名減 (－)	41.3歳	10.4年

- (注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2017年12月31日現在）

借入先	借入額
株式会社横浜銀行	1,524百万円
株式会社三井住友銀行	463
株式会社三菱東京UFJ銀行	213
株式会社みずほ銀行	182
株式会社滋賀銀行	153

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2017年12月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 22,576,000株
- ② 発行済株式の総数 5,330,000株
(自己株式324,843株を含めて記載しております。)
- ③ 株主数 4,929名
- ④ 大株主（上位12名）

株主名	持株数	持株比率
吉原直樹	2,100,000株	41.9%
吉原清香	696,000	13.9
吉村栄義	351,000	7.0
龍岳男	120,000	2.3
吉村眞弓	58,000	1.1
米山実	40,000	0.7
西江陽一	38,000	0.7
内藤卓	30,500	0.6
目黒泉	20,000	0.3
延吉晃	20,000	0.3
田中美穂	20,000	0.3
いちよし証券株式会社	20,000	0.3

- (注) 1. 当社は、自己株式324,843株を所有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式324,843株を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2017年12月31日現在）
該当事項はございません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はございません。
- ③ その他新株予約権等に関する重要な事項（2017年12月31日現在）
該当事項はございません。

(3) 会社役員の状況

①取締役及び監査役の状況（2017年12月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	吉原直樹	株式会社アッシュ代表取締役社長 株式会社東京美髪芸術学院 代表取締役社長 株式会社ダイヤモンドアイズ 代表取締役社長 株式会社シーエフジェイ 代表取締役社長
代表取締役社長	目黒泉	
専務取締役	石山一	株式会社ニューヨーク・ニューヨーク 取締役
取締役	吉村栄義	株式会社ニューヨーク・ニューヨーク 代表取締役社長
取締役	置塩圭太	株式会社スタイルデザイナー 代表取締役社長 株式会社EJ代表取締役社長
取締役	龍岳男	
常勤監査役	西江陽一	株式会社アッシュ監査役 株式会社ニューヨーク・ニューヨーク 監査役 株式会社スタイルデザイナー監査役
監査役	山形富夫	税理士 山形富夫税理士事務所所長
監査役	中西勇助	株式会社日本アクア監査役

- (注) 1. 取締役龍 岳男氏は、社外取締役であります。
2. 監査役山形富夫氏及び中西勇助氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役西江陽一氏は、長年に亘り当社の重要な役職を歴任しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役山形富夫氏は、税務署長等を歴任し、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役中西勇助氏は、上場会社の監査役等の要職を歴任し、会社経営・監査業務に関する相当程度の知見を有するものであります。

6. 当事業年度における会社役員の異動

①2017年3月23日開催の第29回定時株主総会終結の時をもって、監査役安藤敏雄氏は辞任いたしました。

②2017年3月23日開催の第29回定時株主総会において、新たに中西勇助氏が監査役に選任され就任いたしました。

7. 当社は取締役龍 岳男氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

②当事業年度中において辞任した会社役員または解任された会社役員の状況

2017年3月23日開催の第29回定時株主総会終結の時をもって、監査役安藤敏雄氏は辞任いたしました。

③取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	人 数	報 酬 等 の 額
取 締 役 (内 、 社 外 取 締 役)	4 名 (1)	127百万円 (2)
監 査 役 (内 、 社 外 監 査 役)	4 (3)	14 (6)
合 計 (内 、 社 外 役 員)	8 (4)	142 (8)

(注) 1. 取締役の報酬限度額は、2004年3月26日開催の第16回定時株主総会において年額200百万円以内と決議いただいております。

2. 監査役の報酬限度額は、2002年3月26日開催の第14回定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。

3. 監査役の報酬等の額には、2017年3月23日開催の第29回定時株主総会終結の時をもって辞任した監査役1名(うち社外監査役1名)の在任中の報酬額等が含まれております。

4. 上記の取締役の人数には、無報酬の取締役2名が含まれておりません。

④社外役員に関する事項

イ 他の法人等との兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

・監査役山形富夫氏は、山形富夫税理士事務所所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ 他の法人等の社外役員の兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

・監査役中西勇助氏は、株式会社日本アクア監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ハ 当事業年度における主な活動状況

	活 動 状 況
取締役 龍 岳 男	当事業年度において開催された取締役会17回のうち14回に出席いたしました。主に長年に亘る企業経営の豊富な経験と実績を生かし、経営から独立した客観的・中立的な立場から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役 山 形 富 夫	当事業年度において開催された取締役会17回のうち16回に出席し、監査役会13回のうち全てに出席いたしました。いずれにおいても、税理士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性に資する助言・提言を行っております。
監査役 中 西 勇 助	2017年3月23日就任以降に開催された取締役会12回のうち全てに、監査役会10回のうち全てに出席いたしました。いずれにおいても、主に長年に亘る企業経営の豊富な経験と実績を生かし、経営から独立した客観的・中立的な立場から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性に資する助言・提言を行っております。

ニ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項及び定款第39条第2項の定めに基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額としております。

ホ 社外役員の報酬等の総額

	支 給 人 数	報 酬 等 の 額
社 外 取 締 役	1 名	2 百万円
社 外 監 査 役	3 名	6 百万円

(注) 社外監査役の報酬等の額には、2017年3月23日開催の第29回定時株主総会終結の時をもって辞任した社外監査役1名の在任中の報酬等額が含まれております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 清陽監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当社の監査役会は、取締役会、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

④ 非監査業務の内容

該当事項はございません。

⑤ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑥ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はございません。

(5) 業務の適正を確保するための体制

当社及び当社子会社からなる企業集団（以下「当社グループ」という）は、すべてのステイクホルダーからの信頼を得て企業価値向上を実現するために、「コンプライアンスの確保」「財務報告の信頼性の確保」「業務の有効性・効率性の確保」及び「資産の保全」に努め、事業活動を行ううえで生じるリスクを把握し、適切に対応する体制（内部統制システム）を構築・整備し、運用する。

本方針は、会社法第362条第4項「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」に基づき、グループ全体として内部統制システムの整備のために取り組む活動の基本を定める。

① 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ 当社グループの取締役及び使用人が、法令及び定款に適合するとともに、健全かつ適正に意思決定を行い、職務を執行するため、「アルテグループ企業行動憲章」及び「アルテグループ行動規範」を制定する。

ロ 当社グループは、「アルテグループコンプライアンス規程」の定めに基づき、グループコンプライアンス委員会を設置し、当該委員長はグループ全体のコンプライアンスの重要事項について、取締役会及び監査役会へ迅速かつ適正に報告する体制を構築する。

ハ 当社グループは、「アルテグループ・ヘルプライン（内部通報窓口）」を設置・運営し、法令違反等の早期発見・是正に努める。

ニ コンプライアンス研修等を継続的に実施することにより、コンプライアンス意識の醸成を行い、グループ全体の法令遵守体制を確立する。

ホ 内部監査部門として、社長直属の組織である内部監査室を当社内に設置し、当社グループにおける法令及び社内規程等への準拠性、管理の妥当性、有効性の検証を目的とした内部監査を行う。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ 取締役は、株主総会議事録、取締役会議事録、稟議書その他職務の執行に関わる重要文書を「文書管理規程」に則り、適切に管理する。

ロ 取締役・監査役及び内部監査室は、これらの文書等を必要に応じて閲覧できる。

ハ 当社グループは、「アルテグループ情報セキュリティ規程」に情報セキュリティに関する行動規範を定め、情報セキュリティ委員会を設置する。

ニ 情報セキュリティ委員会は、情報に対する適切な管理を重要な経営課題として認識し、情報セキュリティを確保する体制を構築する。

- ③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- イ 理美容業及び理美容フランチャイズチェーンの経営等を行っている当社グループは「お客さまの安全」をリスク対策における最重要課題とする。
 - ロ 業務執行に係る総合的なリスク管理(ERM)を目的として、「アルテグループリスク管理運用規程」を制定する。
 - ハ リスク管理委員長、委員及び当社子会社のリスク対策責任者で構成するリスク管理委員会を設置する。
 - ニ リスク管理委員会は、「アルテグループリスク管理運用規程」に定める方針に基づき、リスクの予防と低減のための活動及び危機発生に備えた体制の中核的な役割を担う。
 - ホ 重大な危機が発生した場合には、社長を本部長とする危機管理本部を速やかに立ち上げ、危機への対応とその速やかな収拾に向けた活動を行う(危機管理とクライシス・コミュニケーション)。
- ④ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ 当社グループは、取締役会を、原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて随時開催する。経営上重要な事項については、事前に取締役が審議し、その審議を経て取締役会で決議を行う。
 - ロ 当社グループの取締役会は全社的な目標を定め、業務執行取締役はその目標達成に向け、各部門毎の目標設定や予算管理、具体策等を立案・実施し、業務執行の責任を負う。
 - ハ 当社グループの組織及び職務分掌については、「組織・職位規程」及び「職務分掌規程」に定め、各職位の基本的な職能及び相互関係を明らかにする。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ グループ全体としての内部統制システムの構築を図るため、内部統制システムに関する基本方針として「業務の適正を確保するための体制」を定め、当社が必要と判断する当社子会社全てにおいて、これを当該取締役会で決議する。
 - ロ 当社に当社子会社の内部統制の諸施策に関する担当組織を設け、当社と当社子会社間での協議、情報共有、指示及び伝達等が効率的に行われる体制整備を行う。
 - ハ 「アルテグループコンプライアンス規程」に基づき、グループ全体でコンプライアンス体制を構築する。
 - ニ また、当社グループの取締役及び使用人は、グループ全体の価値に重大な影響を与える恐れのある事象を発見したときは、通常の報告経路を有効に用い、迅速かつ正確に情報伝達する義務を有する。さらに、通常の報告経路が機能しない場合は、それとは独立した別の伝達経路「アルテグループ・ヘルプライン」等を用いて、情報伝達する義務を有する。

ホ グループのリスクについては、当社のリスク管理委員会が統括し、グループ全体でリスクの予防、発見、対策及び立案等の管理に努める。当社子会社は、重大な危機が発生した場合には、直ちにリスク担当責任者を通じて、リスク管理委員会に報告し、当社は事案に応じた支援を行う。また、当社と連携しながら、当社子会社は独自の危機管理体制についても整備を進める。

ヘ 当社の取締役及び当社子会社の社長を構成員とするグループ経営会議において、グループ全体の経営に関わる方針の協議を行うほか、経営情報の共有化等を図る。

ト 当社及び当社子会社の監査役は、緊密に情報・意見を交換し、グループ全体の監査役監査の充実・強化を図る。

チ 当社は、「関係会社管理規程」に基づいて当社子会社の業務の主管部署を定め、当社子会社を管理する体制とする。また当社子会社は、業務及び取締役等の職務の執行の状況を定期的に当社の取締役会に報告する。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役から求めがあった場合には、必要・目的に応じ専門性を有する使用人に、これを専任あるいは兼務させる。

- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び実効性に関する事項
監査役が自らの職務を、専任あるいは兼務にて補助させる場合、使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分等の決定は、監査役会の同意を必要とすることとし、取締役からの独立性を確保する。

当該使用人は監査役の指揮命令に従うこととし、他部署の業務を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先する。

- ⑧ 当社グループの取締役及び使用人が当社の監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

当社グループの取締役は以下に定める事項を監査役に報告する義務を有する。

イ 会社の意思決定に関する重要事項

ロ 当社またはアルテグループに著しい損害を及ぼす恐れのある事項

ハ 取締役・使用人の職務執行に関する不正行為または法令・定款に違反する重大な事項

ニ コンプライアンス及び総合的リスク管理(ERM)に関する重要事項

ホ 上記の他、監査役の職務遂行上必要があると判断した事項

ヘ 内部監査の監査計画及び監査結果

なお、当社及び当社子会社の使用人はロ、ハ、ニ、ホに関する重大な事項を発見した場合は監査役に直接報告することができる。

- ⑨ 監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループは、監査役に報告した者に対して、当該報告をしたことを理由として、解雇、降格等の懲戒処分や、配置転換等の人事上の措置等いかなる不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役及び使用人に周知徹底する。

- ⑩ 監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または償還の請求をしたときは、当該監査役の職務の遂行に必要なでない認められた場合を除き速やかに処理を行う。

- ⑪ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役に対して以下の事項を行う権限を確保する。

イ 当社グループの各取締役及び重要な使用人からの必要に応じた意見聴取

ロ 当社グループの取締役、外部監査人との定期的な会合

ハ 内部監査室との連携

ニ グループ会社の調査等の実施

ホ アドバイザーとして独自に選定した弁護士・公認会計士等の外部専門家との連携

- ⑫ 当社グループの財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループは、財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制システムを構築し、その体制の整備・運用状況を定期的に評価するとともに、維持・改善に努める。

- ⑬ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、反社会的勢力による被害を防止するため「アルテグループ行動規範」、「アルテグループ反社会的勢力等への対応に関する基本方針」及び「反社会的勢力・関係遮断マニュアル」を制定し、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断することを基本方針とする。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

業務の適正を確保するための体制の運用状況については以下のとおりです。

- ① 当社グループの管理体制

当社は「関係会社管理規程」に基づき、各子会社に関する業務毎に主管部署を定め、各子会社との情報の共有や指示の伝達を行い、グループ管理の実効性を確保しております。また当社の取締役は、各子会社の取締役会等の重要会議に適宜出席し、業務の執行状況の把握や、適切な指摘・助言に努めております。

② リスク管理体制

当社グループの経営に重大な影響を及ぼす様々なリスク管理のため、リスク管理委員会を適宜開催し、リスクの把握・分析、リスクを未然防止するための対応強化策を立案し、取締役会等へ報告を行い、各子会社に主体的なリスク管理の実行を進めています。

③ コンプライアンス体制

コンプライアンス委員会を適宜開催し、グループのコンプライアンスに関わる取り組みの推進やコンプライアンス・マニュアルの制定等を行い、当社グループの全社員向けに「アルテグループ企業行動憲章」及び「アルテグループ行動規範」に定める法令、定款及び企業倫理に則った行動を周知徹底しております。

④ 情報セキュリティ体制

「文書管理規程」に基づき、経営会議資料や意思決定書類等の重要書類は、当社の取締役により適切に保存、管理されており、監査役及び内部監査室による監査を受けております。また、情報セキュリティ委員会を定期開催し、「情報機器管理規程」の見直しや、グループ全社員を対象とした情報機器取扱い研修会を実施し、グループ全体の情報セキュリティ意識の向上に努めています。

⑤ 財務報告に係る内部統制

財務報告の信頼性の確保のため、グループ各社を構成員とする内部統制チームを組成し、業務処理統制の実施・評価を行っております。その結果については、内部監査室の独立的評価を受け、取締役会及び監査役会に報告しております。

⑥ 反社会的勢力排除の体制

新規取引先との契約締結に際しては、反社会的勢力排除に関する誓約書の締結を推進し、反社会的勢力との関係遮断に努めています。また当社グループ内に不当要求防止責任者及び反社会的勢力対応部門を定め、反社会的勢力排除に関する取り組みや、警察等外部との協力関係の構築に努めております。

⑦ 監査役による監査体制

当社の監査役は、当社及び各子会社の主要な会議への出席や、稟議書等の経営資料を常時閲覧することにより、業務の執行状況や経営判断の妥当性、内部統制システムの運用状況等の監視・監督に努めています。また取締役及び使用人より適宜ヒアリングを行うことにより、監査の実効性を図っております。

連結貸借対照表

(2017年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	3,142,246	流 動 負 債	2,579,712
現 金 及 び 預 金	1,687,870	買 掛 金	100,836
売 掛 金	539,583	短 期 借 入 金	150,000
商 品	84,851	1年内返済予定の長期借入金	495,144
貯 蔵 品	31,655	未 払 金	1,577,371
繰 延 税 金 資 産	31,097	リ ー ス 債 務	4,352
立 替 金	475,585	未 払 法 人 税 等	78,705
そ の 他	293,802	資 産 除 去 債 務	8,935
貸 倒 引 当 金	△2,198	そ の 他	164,367
固 定 資 産	4,882,982	固 定 負 債	2,865,440
有 形 固 定 資 産	2,734,679	長 期 借 入 金	2,033,617
建 物	2,363,725	リ ー ス 債 務	3,299
車 両 運 搬 具	13,637	退 職 給 付 に 係 る 負 債	94,185
工 具、器 具 及 び 備 品	210,601	長 期 預 り 敷 金 保 証 金	177,916
土 地	134,200	資 産 除 去 債 務	518,520
リ ー ス 資 産	6,724	そ の 他	37,901
建 設 仮 勘 定	5,789		
無 形 固 定 資 産	372,634	負 債 合 計	5,445,152
の れ ん	259,774	(純 資 産 の 部)	
そ の 他	112,860	株 主 資 本	2,579,548
投 資 そ の 他 の 資 産	1,775,667	資 本 金	324,360
投 資 有 価 証 券	52,740	資 本 剰 余 金	860,292
長 期 貸 付 金	118,453	利 益 剰 余 金	1,534,722
敷 金 及 び 保 証 金	1,352,510	自 己 株 式	△139,825
繰 延 税 金 資 産	78,302	その他の包括利益累計額	527
そ の 他	197,431	その他有価証券評価差額金	527
貸 倒 引 当 金	△23,770	純 資 産 合 計	2,580,075
資 産 合 計	8,025,228	負 債 純 資 産 合 計	8,025,228

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2017年1月1日から
2017年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額
売上高		7,567,684
売上原価		5,305,621
販売費及び一般管理費		2,262,063
営業利益		1,739,449
営業外収益		522,613
受取利息	2,842	
受取配当金	37	
受取保険料	916	
貸倒引当金戻入額	9,061	
F C 契約の解約益	2,820	
その他	527	
	19,553	35,760
営業外費用		
支払利息	16,000	
貸倒引当金の繰入	14,582	
その他	16,670	
		47,254
特別利益		511,119
固定資産売却益	3,793	
資産除去債務戻入	115	
受取損害賠償金	15,000	
特別損失		18,908
固定資産売却損	1,038	
固定資産除却損	11,747	
店舗閉鎖損	11,350	
減価償却損	92,264	
資産除去債務履行差額	10,563	
その他	611	
		127,576
税金等調整前当期純利益		402,451
法人税、住民税及び事業税	141,964	
法人税等調整額	11,160	
当期純利益		153,124
親会社株主に帰属する当期純利益		249,327
		249,327

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2017年1月1日から
2017年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
2017年1月1日残高	324,360	860,292	1,335,446	△139,825	2,380,272
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△50,051		△50,051
親会社株主に帰属する 当期純利益			249,327		249,327
株主資本以外の 項目の連結会計年度中の 変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	199,275	－	199,275
2017年12月31日残高	324,360	860,292	1,534,722	△139,825	2,579,548

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額		純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 金 評 価 差 額	その他の包括利益累計額 合 計	
2017年1月1日残高	329	329	2,380,601
連結会計年度中の変動額			
剰余金の配当			△50,051
親会社株主に帰属する 当期純利益			249,327
株主資本以外の 項目の連結会計年度中の 変動額(純額)	198	198	198
連結会計年度中の変動額合計	198	198	199,474
2017年12月31日残高	527	527	2,580,075

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2017年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	782,597	流 動 負 債	795,057
現 金 及 び 預 金	309,505	短 期 借 入 金	200,000
売 掛 金	221,972	1年内返済予定の長期借入金	466,364
貯 蔵 品	2,803	未 払 金	100,594
前 払 費 用	110,461	未 払 費 用	4,485
未 収 入 金	17,241	未 払 法 人 税 等	5,908
短 期 貸 付 金	16,000	繰 延 税 金 負 債	4,360
そ の 他	104,612	前 受 金	2,108
固 定 資 産	4,193,919	預 り 金	5,770
有 形 固 定 資 産	1,852,252	そ の 他	5,463
建 物	1,601,559	固 定 負 債	2,414,689
車 両 運 搬 具	5,894	長 期 借 入 金	1,999,293
工具、器具及び備品	110,727	退 職 給 付 引 当 金	72,741
土 地	134,071	資 産 除 去 債 務	329,206
無 形 固 定 資 産	91,645	そ の 他	13,449
ソ フ ト ウ ェ ア	84,193	負 債 合 計	3,209,747
ソフトウェア仮勘定	7,452	(純 資 産 の 部)	
投資その他の資産	2,250,021	株 主 資 本	1,766,769
投 資 有 価 証 券	10,000	資 本 金	324,360
関 係 会 社 株 式	1,195,645	資 本 剰 余 金	860,292
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	22,500	資 本 準 備 金	860,292
長 期 前 払 費 用	988	利 益 剰 余 金	721,943
敷 金 及 び 保 証 金	816,111	利 益 準 備 金	1,050
保 険 積 立 金	141,439	そ の 他 利 益 剰 余 金	720,893
繰 延 税 金 資 産	47,086	繰 越 利 益 剰 余 金	720,893
破 産 更 生 債 権 等	7,461	自 己 株 式	△139,825
そ の 他	16,250	純 資 産 合 計	1,766,769
貸 倒 引 当 金	△7,461	負 債 純 資 産 合 計	4,976,516
資 産 合 計	4,976,516		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2017年 1 月 1 日から)
(2017年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目					金 額	
売 上 高						2,270,038
売 上 原 価						1,347,770
売 上 総 利 益						922,268
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費						774,598
営 業 利 益						147,670
営 業 外 収 益						
受 取 利 息				110		
受 取 配 当 金				20,000		
受 取 保 険 金				330		
為 替 差 益				129		
そ の 他				6,655		27,226
営 業 外 費 用						
支 払 利 息				14,774		
貸 倒 引 当 金 繰 入				3,849		
そ の 他				2,030		20,654
経 常 利 益						154,242
特 別 利 益						
閉 鎖 損 失 子 会 社 負 担 益				27,127		27,127
特 別 損 失						
固 定 資 産 売 却 損				1,038		
固 定 資 産 除 却 損				8,869		
店 舗 閉 鎖 損 失				5,107		
減 損 損 失				48,257		
資 産 除 去 債 務 履 行 差 額				5,875		
そ の 他				300		69,448
税 引 前 当 期 純 利 益						111,920
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税				29,730		
法 人 税 等 調 整 額				9,010		38,740
当 期 純 利 益						73,179

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2017年 1 月 1 日から)
(2017年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							純 資 産 計	
	資 本 金	資 本 金 剰 余 金	利 益 剰 余 金			自己株式	株主資本計 合		
		資 本 金 準 備 金	利 益 準 備 金	そ の 他 利 剰 余 金	利 剰 余 益 金 計				
				繰 越 益 金 剰 余 金					
2017年1月1日 残 高	324,360	860,292	1,050	697,765		698,815	△139,825	1,743,641	1,743,641
事業年度中の 変 動 額									
剰 余 金 の 配 当				△50,051		△50,051		△50,051	△50,051
当 期 純 利 益				73,179		73,179		73,179	73,179
事業年度中の変動額合計	—	—	—	23,128		23,128	—	23,128	23,128
2017年12月31日 残 高	324,360	860,292	1,050	720,893		721,943	△139,825	1,766,769	1,766,769

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2018年2月23日

株式会社アルテ サロン ホールディングス

取締役会 御中

清陽監査法人

指定社員 業務執行社員 公認会計士 野 中 信 男 ㊞

指定社員 業務執行社員 公認会計士 中 村 匡 利 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アルテ サロン ホールディングスの2017年1月1日から2017年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アルテ サロン ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 会計方針の変更に記載されているとおり、会社及び連結子会社は、当連結会計年度より、従来、定率法により減価償却を行っていた有形固定資産の減価償却方法を定額法に変更している。

2. 会計上の見積りの変更に記載されているとおり、会社及び連結子会社は、資産除去債務の見積りの変更を行っている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2018年2月23日

株式会社アルテ サロン ホールディングス

取締役会 御中

清陽監査法人

指定社員
業務執行社員

公認会計士

野 中 信 男 ⑩

指定社員
業務執行社員

公認会計士

中 村 匡 利 ⑩

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アルテ サロン ホールディングスの2017年1月1日から2017年12月31日までの第30期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 会計方針の変更に記載されているとおり、会社は、当事業年度より、従来、定率法により減価償却を行っていた有形固定資産の減価償却方法を定額法に変更している。

2. 会計上の見積りの変更に記載されているとおり、会社は、資産除去債務の見積りの変更を行っている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2017年1月1日から2017年12月31日までの第30期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人清陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人清陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2018年2月27日

株式会社アルテ サロン ホールディングス 監査役会

常勤監査役 西 江 陽 一 ㊟

監査役 山 形 富 夫 ㊟
(社外監査役)

監査役 中 西 勇 助 ㊟
(社外監査役)

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第30期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金10円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は50,051,570円となります。

(注) 当社は、2018年3月1日を効力発生日として普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施しております。当期(第30期)の期末配当につきましては、配当基準日が2017年12月31日となりますので、当該株式分割実施前の株式数を基準として配当を実施いたします。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2018年3月28日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化のため、3名を増員し、取締役9名（うち社外取締役2名）の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する株数 当社の株式
1	よし はら なお き 吉 原 直 樹 (1956年1月5日生)	1978年4月 タカラビューティーメイト(株)入社 1986年8月 美容室ヴィクトリア（個人事業主）を横浜市神奈川区にて創業 1988年11月 (有)アルテ設立、代表取締役社長 1997年12月 (有)アルテを組織変更し、(株)アルテ（現(株)アルテ サロン ホールディングス）設立、代表取締役社長 2006年7月 (株)アッシュ取締役 2007年1月 (株)スタイルデザイナー取締役 2009年3月 (株)ニューヨーク・ニューヨーク取締役 2011年3月 代表取締役会長 (株)スタイルデザイナー取締役会長 2011年7月 (株)東京美髪芸術学院代表取締役社長 2012年3月 取締役 (株)アッシュ取締役 2013年2月 (株)アッシュ代表取締役会長兼社長 2013年3月 取締役会長 2014年3月 (株)東京美髪芸術学院代表取締役社長（現任） 2015年1月 (株)ダイヤモンドアイズ代表取締役社長（現任） 2015年4月 (株)シーエフジェイ代表取締役社長（現任） 2015年9月 (株)アッシュ代表取締役社長（現任） 2016年3月 代表取締役会長（現任）	2,100,000株

候補者番号	氏名 (ふりがな) (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する株数 当社の株式
2	目黒 泉 (めくろ いずみ (1955年3月5日生))	1977年4月 (株)西武ピサ入社 2003年10月 (株)アルテ (現(株)アルテ サロン ホールディングス) 入社 2004年3月 (株)アルテ (現(株)アルテ サロン ホールディングス) 取締役営業統括本部長 2006年7月 (株)アッシュ代表取締役社長 2007年3月 (株)アッシュ代表取締役副社長 2010年3月 取締役 2011年3月 (株)アッシュ取締役 取締役副社長 2012年3月 代表取締役副社長 2014年3月 代表取締役社長 (現任)	20,000株
3	石山 一 (いし やま はじめ (1957年8月1日生))	1980年4月 (株)横浜銀行入行 2009年6月 (株)横浜銀行から(株)アルテ サロン ホールディングスへ出向、営業推進部長 2009年9月 (株)アッシュへ出向、経理総務部長 2010年3月 (株)アッシュ取締役 2011年3月 (株)スタイルデザイナーへ出向、取締役管理部長 2012年3月 (株)横浜銀行から(株)アルテ サロン ホールディングスへ転籍 2012年3月 (株)スタイルデザイナー常務取締役 2014年3月 専務取締役 (現任) (株)アッシュ代表取締役副社長 2015年3月 (株)ニューヨーク・ニューヨーク監査役 2016年3月 (株)ニューヨーク・ニューヨーク取締役 (現任)	3,000株

候補者番号	ふ り が な 氏 (生年月日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 株 数 当 社 の
4	おき しお けい た 置 塩 圭 太 (1960年12月15日生)	1980年 4 月 井上陽平美容室入社 1988年 6 月 香栄化学(株)入社 2003年 9 月 (株)プロスリッチ入社 2005年 3 月 (株)スタイルデザイナー入社、運営部長 2006年 5 月 (株)スタイルデザイナー取締役 2010年 3 月 (株)スタイルデザイナー常務取締役 2011年 3 月 (株)スタイルデザイナー代表取締役社長 (現任) 2014年 3 月 取締役 (現任) 2017年 5 月 (株)EJ代表取締役社長 (現任)	1,000株
5	よし むら しげ よし 吉 村 栄 義 (1965年11月18日生)	1996年 3 月 美容室カットハウスニューヨーク (個人事業主) を京都市伏見区にて創業 1997年12月 (有)ニューヨーク・ニューヨーク設立、代表取締役社長 2001年 9 月 (有)ニューヨーク・ニューヨークを組織変更し、(株)ニューヨーク・ニューヨーク設立、代表取締役社長 (現任) 2006年 7 月 取締役 2013年 3 月 取締役 (現任)	351,000株
※ 6	はら ゆ き お 原 由紀夫 (1964年12月 2 日生)	1987年 4 月 東部ネットワーク(株)入社 1988年11月 (株)天幸総建入社 1993年 4 月 (株)幸洋コーポレーション入社 1997年 6 月 (株)トライ・スリー設立 1999年 6 月 (株)安楽亭入社 2000年10月 (株)スタイルデザイナー入社 2013年 4 月 店舗開発部長 2016年 4 月 執行役員 (現任)	一 株

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する株数 当社の株数
※ 7	うだ がわ けん いち 宇田川 憲 一 (1974年4月27日生)	1997年4月 クオレ(株)入社 1999年4月 (株)アルテ(現(株)アルテ サロン ホール ディングス) 入社 2009年4月 執行役員社長室長 2010年10月 (株)AMG代表取締役社長 2012年4月 (株)スタイルデザイナー材料・商品部長 2013年4月 (株)アッシュ営業企画部長 2015年4月 (株)アッシュ材料・商品部長 2016年4月 店舗開発部長(現任)	16,000株
8	りゅう たけ お 龍 岳 男 (1953年6月22日生)	1981年4月 (株)エイチ・アイ・エス入社 1985年9月 (株)エイチ・アイ・エス取締役 2001年1月 スカイマークエアラインズ(株)(現スカ イマーク(株)) 専務取締役 2001年3月 (株)アルテ(現(株)アルテ サロン ホール ディングス) 監査役 2016年3月 取締役(現任)	120,000株
※ 9	やす だ ひろ ゆき 安 田 弘 幸 (1955年6月5日生)	1980年10月 監査法人太田哲三事務所入所(現新日 本有限責任監査法人) 2008年8月 横浜事務所長 2017年7月 安田弘幸公認会計士事務所長	－ 株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 吉原直樹氏は、会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。
3. ※印は、新任の取締役候補者であります。
4. 龍 岳男氏及び安田弘幸氏は、社外取締役候補者であります。龍 岳男氏は現在当社の社外取締役であり、その在任期間は、本総会の終結の時をもって2年となり、監査役を含めた通算の在任期間は17年となります。

5. 龍 岳男氏及び安田弘幸氏を社外取締役候補者とした理由は次のとおりであります。

龍 岳男氏は、(株)エイチ・アイ・エス取締役、スカイマークエアラインズ(株) (現スカイマーク(株)) 専務取締役等の要職を歴任される中で培った企業経営者としての豊富な知識や経験に基づき、当社の社外監査役在任時には、独立した立場から活発に意見を述べ、その職責を十分に果たしていただきました。また、同氏は監査を通じて当社の業務内容にも精通しており、会社経営に関する豊富な知見を当社経営に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

安田弘幸氏は、新日本有限責任監査法人で横浜事務所長等を歴任し、過去に会社経営に関与したことはありませんが、会社経営・監査業務に関する豊富な知見を有しており、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

6. 当社は、龍 岳男氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款第29条第2項の定めに基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結しており、同氏が社外取締役に再任された場合、同内容で継続する予定であります。また、安田弘幸氏は、同氏が社外取締役に選任された場合には、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
7. 当社は、龍 岳男氏を(株)東京証券取引所が定める独立役員として届け出ており、本議案が承認可決され、同氏が社外取締役に再任された場合、同氏は引き続き独立役員となる予定であります。また、安田弘幸氏は、(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として届け出る予定であります。
8. 各候補者の所有する当社の株式の数は、2018年3月1日付で実施した株式分割前の当期末（2017年12月31日）現在の株式数を記載しております。

以上

× ₴

This image shows a full page of a handwriting practice worksheet. It consists of multiple sets of three horizontal dashed lines spaced evenly down the page, providing a guide for letter height and placement. The background is plain white, and there are no other markings or text present.

株主総会会場ご案内図

- 会 場 横浜市中区山下町 6-1
ホテルモントレ横浜 (旧ザ ホテルヨコハマ) 3階 (ビクトリア)
045-330-7111 (代表)

記念品をご用意しておりますが、ご持参の議決権行使書用紙の枚数にかかわらず、ご出席の株主お一人様に対し1個とさせていただきます。



- 交 通 地下鉄みなとみらい線：元町中華街駅 下車
〈1番出口〉より徒歩約3分
J R根岸線：石川町駅 下車〈北口〉より徒歩約10分
J R根岸線：関内駅 下車〈南口〉より徒歩約15分